

用語解説

あ行

アイヌ (P53、P56)

主に北海道、樺太、千島列島に居住する先住民族のこと。母語はアイヌ語で、固有の文化や生活習慣を有する。明治政府の同化政策により、アイヌ民族が居住する「蝦夷地」と呼ばれる地域が日本に併合されたことから、その数は大きく減少し、独自の言語や文化は急速に失われた。

青色防犯パトロール事業 (P25)

地域の安全・安心の確保を目的とした、青色回転灯を装着した自動車による自主防犯パトロール活動。

赤ちゃんの駅 (P26)

乳幼児を連れて人が、誰でも無料で授乳やおむつ替えなどができる施設（スペース）の愛称。

いじめ110番ダイヤル (P21)

子どもの悩み事に、教育支援センター及び学校教育課職員が24時間対応する市独自の電話相談事業。

一時保護 (P14)

配偶者からの暴力などで緊急避難が必要にもかかわらず身を寄せる場所がない人を、施設で短期間保護すること。

インクルーシブ教育 (P34、P35)

障がいのある子供を含む全ての子供に対して、子供一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育支援を通常学級において行う教育のこと。

H I V (P44、P45)

ヒト免疫不全ウイルス。エイズの原因となるウイルスの一種で、感染すると病原体などから体を守る免疫力が低下し、健康時には感染しないような感染症を発症するようになる。指標となる疾患を発症するとエイズと診断される。様々な治療薬が出ており、感染の早期発見や治療の早期開始・継続により、エイズ発症を予防することが可能となっている。

か行

外国人児童生徒適応指導員 (P41、P43)

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、外国人児童生徒の母語を使用して、日本語指導や学校生活への適応指導を行う支援員。

基幹相談支援センター (P34、P36)

地域の相談支援の拠点として、専門的・総合的に相談業務を行う機関。東濃5市共同で設置し、東濃圏内の6か所の相談支援事業所に運営を委託している。

居住地校交流（P35）

特別支援学校の児童生徒が、自分の居住している地域の小中学校に行き、居住地域の児童生徒と一緒に学習活動を行うことで、つながりを深めていくことを目的とした交流事業。

心のアンケート（P19、P21）

いじめや不登校の未然防止と迅速かつ適切な対応を行うために、小中学校が児童生徒を対象に実施するアンケート。

子育てサロン（P21）

各子育て支援センターが提供している同年齢の子どもを持つ親子が集まって、子供を遊ばせながら話や情報交換をする場。

子ども・子育て関連3法（P18）

子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

子どもの人権SOSミニレター（P24）

相談したいことを書いてポストに投函（切手不要）すると、最寄りの法務局・地方法務局に届き、人権擁護委員や法務局職員が、相談者が希望する連絡方法（手紙・電話）で返事をし、悩みごとの相談に応じるもの。ミニレター（便箋兼封筒）は、全国の小中学校、特別支援学校の児童・生徒全員に配布される。

子ども発達支援センター（P22）

市内在住の0歳から18歳までの児童のこば、運動、社会性の発達に関する「発達相談」と子どもの発達段階や特徴に合った子育てができるよう「子育て相談」を行う機関。

さ行

児童虐待（P6、P18、P19、P20、P24）

親または親に代わる養育者によって子どもに加えられた行為で、子どもの心身を傷つけ、すこやかな成長・発達を損なう行為。身体的虐待・性的虐待・ネグレクト（養育の放棄または怠慢）・心理的虐待の4つに分類される。

情報リテラシー（P47、P48）

情報活用能力のこと。

性的マイノリティ（P1、P49、P50、P51）

同性愛者や両性愛者、こころの性とからだの性が一致しない人等の性的少数者をいう。

セクシュアル・ハラスメント（P16、P53、P56）

相手の意に反した性的な発言や言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な冗談やからかいなど、相手を不快にさせる様々な行為。

た行

中核機関（P32、P36）

権利擁護支援を必要とする人を適切な支援につなげる「地域連携ネットワーク」の仕組みにおいて、中核的な役割を果たす機関。司令塔機能・事務局機能・進行管理機能により、地域における連携・対応強化を継続的に推進する役割を担う。東濃圏域では、東濃5市共同での設置を目指し、継続的に協議を行っている。

特別支援学級（P34、P35）

障がいがあるために、通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うために、小学校及び中学校の中に、特別に設置された少人数の学級のこと。

特別支援学校（P34、P35）

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。（学校教育法より）

ドメスティック・バイオレンス（DV）（P6）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力。暴力には身体的暴力（殴る、蹴る、物をぶつけるなど）のほかにも精神的暴力（暴言、交友関係の規制など）や性的暴力（性行為の強制など）、経済的暴力（生活費を負担しない、就労させないなど）を含む。

は行**発達障がい（P19、P22、P24、P35）**

脳機能の問題が関係して生じる疾患。LD（学習障がい）、ADHD（注意欠如・多動性）、コミュニケーション障がいなどが含まれる。

ハラスメント（P6、P16、P52、P53、P56）

嫌がらせの意味。性的嫌がらせであるセクシュアル・ハラスメントや、職場内での優位性を背景にした嫌がらせであるパワー・ハラスメント、妊娠出産等を理由に不当な扱いをするマタニティ・ハラスメントなどがある。

パワー・ハラスメント（P53、P56）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為。

ハンセン病（P44、P45）

らい菌による慢性の感染症。感染力は非常に弱く、発病しても、早期に治療すれば短期間で治癒する。平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまで、患者が療養所に隔離されたり、怖い病気という誤解から偏見や差別が広まった。

ひびきあい活動（旧：ひびきあいの日）（P21、P39、P40）

県内すべての幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、人権教育における行動力の育成を図ることを目的に取り組む岐阜県独自の活動。

病児・病後児保育事業（P14）

病気中や病気回復期の児童で、保護者が就労などの理由で保育できない場合に、保育所・医療機関等に付設さ

れた専用スペースにおいて児童を預かる事業のこと。

ファミリー・サポート・センター事業 (P14)

子育てを地域で支え合う仕組みとして、子育ての手助けを受けたい人と行いたい人が会員となり、支え合う会員組織。

ブックスタート事業 (P21)

親子のふれあいの機会と読書の習慣をつくるため、4か月児健康診査にて絵本を配布する市の事業。

不登校児童生徒 (P19、P20)

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。(文部科学省定義より)

ホームレス (P53、P56)

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者のこと。(ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法より)

防災・防犯「絆」メール (P25)

気象警報や災害などの緊急情報や防犯情報を、登録されたメールアドレスに電子メールで提供する市の情報システムの名称。

ま行

マタニティ・ハラスメント (P16、P53、P56)

職場等での妊娠・出産に関連して受ける不当な扱いや嫌がらせ。

や行

ユニバーサルデザイン (P25、P32、P35、P37)

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。(障害者基本計画より)

ユニバーサルデザインの授業 (P34)

発達障がいの有無にかかわらず、子供にとって分かりやすく、楽しい授業を行うこと。

要保護児童 (P24)

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障がいをもつ子どもなどが含まれる。

よく生き合う力 (P11)

「人権感覚を大切にしてお互いに生きていく力」を表現した、本指針における造語。「生き合う」とは、相手と

まっすぐに向き合い、お互い支え励まし合って生きていくことを形容している。

わ行

ワーク・ライフ・バランス (P53、P56)

働く人々が「仕事」と、子育てや介護、地域活動、趣味や学習などの「仕事以外の生活」の調和を図り、充実した生活・生き方を送ること。



